

## 温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

### ○経済産業省、環境省告示第九号（令和六年十二月十七日）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二素の排出の程度を示す係数を次のように定める。

温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号イ規定に基づき、ガス事業者及びガス事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において燃料として使用された都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

- 1 ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。  
（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、二・〇五とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。